

令和3年伊仙町公告第38号

令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の不認定に係る措置について

令和2年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法第233条第7項に基づき次のとおり公告する。

令和3年11月30日

伊仙町長 大久保 明



記

1 不認定となった日

令和3年9月17日

2 講じた措置の内容

令和2年度一般会計歳入歳出決算の不認定に伴い、次の措置を講ずることとしました。

(1) 町民に対する不認定に伴う措置の報告について

今回行います必要な措置の具体的内容としましては、町長が町民に対して公告や本町ホームページ、町広報誌等を通じて説明し報告を行うものです。

(2) 徴収について

財政需要や住民サービス維持などの財源確保のために、所得申告を強化し公平な課税を図るとともに、町税・使用料・分担金・手数料等の徴収率を向上させるために、担当課、関係部署及び職員全体での徴収体制を整備し、年間を通して計画的な徴収対策を実施していくとともに、滞納管理を徹底し安易な不納欠損を行わないように努めてまいります。